

平成26年第12回福島町教育委員会 会議録

◇開催日時	平成26年12月18日(木)午後6時10分～午後6時50分
◇開催場所	福島町役場 庁議室
◇出席委員	委員長 平沼 竜平 委員 佐々木幸夫 委員 阿部 透 委員 佐藤 節子 教育長 盛川 哲 (5名)
◇委員以外の出席者	学校教育課長 飯田 富雄 生涯学習課長 阿部 憲一 学校教育課長補佐 星野 優司 給食センター次長 太田 徳浩

会議成立・開会

○委員長

皆さんご苦労様です。定刻になりましたので、これより平成26年第12回福島町教育委員会会議を行います。

ただ今の出席委員数は5名で、在任委員の半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。よって平成26年第12回福島町教育委員会会議を開会いたします。

会議日程

○委員長

本日の議事は、皆さんに配布の会議日程にしたがって行いますので、よろしく願いいたします。

会議録署名委員の指名

○委員長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に、佐々木委員を指名いたします。

会期の決定

○委員長

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期委員会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。

事務報告

○委員長

日程第3、事務報告を行います。まず教育長から重点報告をお願いします。

○教育長

改めまして、こんばんは。それでは私の方から事務報告を申し上げます。

1つ目は教職員人事等についてです。まずは(1)平成27年当初の人事について。平成27年度当初における教職員の人事につきまして、11月20日に第1次人事協議が行われ、11月27

日には福島町役場に渡島教育局の局長らが来庁し、校長・教頭と直接面接をしたところでございます。明けて、新年1月9日には第2次人事協議が予定されております。新年度の各学校の学級数、教職員数は次のとおりです。まだ見込みでございますが、吉岡小学校は学級数と教職員数共に変更はない見込みでございます。福島小学校は現在7学級の内、特別支援学級が1学級で教職員数は14名ですが、来年度の平成27年度には特別支援学級情緒学級を1つ増やして、特別支援学級は2学級で計8クラスになります。それに伴って教職員数も1人増える見込みでございます。福島中学校は現在学級数が5の内、特別支援学級が2学級で、教職員が14名でございます。新年度は特別支援学級の3年生が卒業するため、特別支援学級が1つ減で、学級数が全部で4学級、教職員数も1名減で13名となる見込みでございます。(2)特別支援学級、普通学級等の区分け等について。12月11日に福島町教育支援委員会の判定会議がありまして、現在普通学級で学んでいる児童の内、吉岡小学校で1名、福島小学校で1名がそれぞれ特別支援情緒学級への配属が相当と判定され、新年度の学級編成で対応するとなりました。(3)加配等の要望について。平成25年度から平成26年度にかけて「巡回指導教員活用事業」で福島小学校を本務校とする加配の教員が配置されております。また平成26年度においては、「指導方法工夫改善事業」のために2校に加配をされております。新年度においても、その加配の継続を申請しております。

2つ目、奨学資金条例及び施行規則の改正についてです。福島町奨学資金条例の全部改正案が12月16日に可決・成立いたしました。これに伴って、同条例の施行規則を本委員会に提案しております。後ほど審議をお願いいたします。

3つ目、教職員の動向等については、口頭説

明となっております。これは本会議が終了後に詳しくお話をしたいと思います。

以上で事務報告を終わります。

○委員長

続きまして、事務局から事務報告を求めます。まず学校教育関係を学校教育係長補佐お願いします。

○学校教育課長補佐

2ページをお開き下さい。前委員会から本日までの事務報告でございます。11月20日第1次人事協議ということで、教育長が渡島教育局に行っております。同じく20日、町教育研究集会在福島中学校で開催されまして、委員長、教育長、委員2名が出席しております。21日、管内次課長会議で飯田学校教育課長が函館に行っております。22日、渡島公立学校教頭会研究大会が函館で開催され、教育長が出席しております。27日、校長・教頭人事面接ということで、役場で開催されております。28日、議会11月会議が開催されております。12月5日、全道中体連相撲大会準備委員会が役場で開催されて、教育長ほか出席しております。10日は校長会、11日には教頭会が役場で開催されております。11日教育支援委員会、こちらでは先程教育長が言いました2名の児童の普通学級から特別支援学級、それと新1年生につきましては福島小学校13名、吉岡小学校5名の計18名が普通学級として入学する予定となっております。16日、福島中学校に義務教育指導監が訪問いたしました。16日から17日まで、議会定例会12月会議が開催されております。今後の主な行事予定ですが、12月25日に各学校の終業式。30日に御用納め。1月5日には新年交礼会、教育委員さんの出席をお願いします。6日は御用始め。7日に9時半から校長会、13時半からは教頭会が開催されます。8日から11日までイングリッシュキャンプ、今

のところの予定ですと、福島中学校2名の生徒と今年からALTになったジョン先生がネイパル森に行く予定となっております。9日に第2次人事協議が函館市で開催され、教育長が出席予定です。

以上で学校教育課関係の事務報告を終わります。

○委員長

続いて生涯学習関係を生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

議案の3ページをお願いします。主なものを説明させていただきます。11月22日に四町少年フットサル大会が当町の総合体育館で行われました。平沼委員長にご挨拶をいただきました。結果として低学年の部で吉岡小学校が1位、高学年の部では福島小学校が3位という結果になりました。12月1日に南北海道駅伝競走大会コース検討部会が行われまして、来年度どのような形にするかをこれから協議していきます。それと3日には南北海道駅伝競走大会の実行委員会を開催しております。今後もコース部会や実行委員会につきましては、例年は駅伝を開催前に行っていたんですけども、コースの検討をしなければいけないということで定期的に進めて参ります。6日には青少年の主張大会を開催しました。小学生6名、中学生1名、高校生2名の合計9名が発表しております。今後の予定ですけれども、12月19日に10時から高齢者学級の閉講式、16時から社会教育委員会議を開催いたします。26日にはスポーツ推進委員会議を開催いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長

続いて学校給食センター関係を学校給食センター次長の方からお願いします。

○学校給食センター次長

4ページをお願いいたします。学校給食センター関係の前委員会から本日までの事務報告をいたします。11月21日に福島小学校1年生の保護者の給食試食会を開催しております。15名出席いたしました。次に今後の主な行事予定ですが12月25日に各学校の2学期終業式ですので給食を終了いたします。

給食センター関係につきましては以上でございます。

○委員長

事務報告が終わりました。ご質問はございませんか。

○委員

今年の冬は、長崎県から生徒は来ないんですか。

○学校教育課長補佐

はい。今年は夏に交流学習を行ったので、冬は来ません。

○委員

わかりました。

○委員

教育長がお話した加配等の要望の関係で、継続の見込みはありますか。

○教育長

見込みは有ると思います。巡回指導は基本的に3年間までになっておりますからいいのではないかと思いますね。あと指導工夫改善、おそらく2年ではないかなと思いますので、もう1年間はいると思います。そのあともまた要望は当然していきます。

○委員

はい。わかりました。

○委員長

他にご質問等はありませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、事務報告を終結いたします。

議案第 1 号 福島町奨学資金条例施行規則の 全部改正について

○委員長

日程第 4、議案第 1 号 福島町奨学資金条例施行規則の全部改正についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長をお願いします。

○学校教育課長

それでは議案の 1 ページをお願いします。議案第 1 号 福島町奨学資金条例施行規則の全部改正について。福島町奨学資金条例の施行規則の全部を次のとおり改正したいので、意見を求めます。平成 26 年 12 月 18 日提出。福島町教育委員会。記。福島町奨学資金条例施行規則の全部改正についてです。2 ページをお開き下さい。2 ページから 3 ページにかけて、福島町奨学資金条例施行規則を全部改正することで、第 1 条から第 6 条まで、それから附則として記載されております。先程も教育長から説明が有りましたとおり、条例の全部改正が 16 日に可決されまして、総務課に確認したところ 12 月 17 日付けで公布されているとのことでございます。それで条例に合わせまして、この通り施行規則も改正いたします。先に別冊資料 1 をご覧ください。まず条例につきまして、別冊資料 1 の 4 ページ、5 ページ、6 ページにて条例の全部改正の条文を記載しております。条例の中身については、もう一度 1 ページに戻って頂きまして、福島町奨学資金条例の全部改正ということで、皆さんと色々協議をして、町長部局と協議をした結果を踏まえて条例を提案いたしました。その結果、2 の改正の主な内容は現行と改正条例で比較しております。改正の関係では、学校種別は今まで 2 年生の短期大学・専修学校までと制限をしていましたが、校

種を全て撤廃しまして、高校以上の学校を全部対象といたしました。次に貸付限度額ということで最高額を 360 万円としました。これにつきまして想定されるのが、高校と大学 2 つの学校で奨学資金を借りた場合を想定して 360 万円です。大学院・大学については 250 万円まで、3 年制の短大・専修学校、これは専門学校も含まれますけれども、180 万円。それと 2 年制の短大・専修学校、専門学校と高専は 150 万円です。高校は 110 万円を貸付限度額とします。そして一時金について、入学時の一時金或いは就学している最中に必要な時に貸し付ける限度額です。一時金の貸付限度額、これは大学院・大学で 100 万円、短大と専修学校等で 70 万円、高専や高校では 30 万円となっております。10 万円単位で貸すと。これについては必要な時に申請をしてもらえれば、貸付をするという規定になっております。次に 2 ページをお願いいたします。月額貸付額について、これは現行であれば短大・専修学校は 2 万円、高校と高専であれば自宅通額で 1 万円、自宅外通学で 1 万 5 千円とありましたが、改正後は限度額から一時金を差し引いた額を通常の就学月数、例えば大学であれば 48 カ月で除した年数以内、1 万円単位で、大学であれば 3 万円くらいになります。それから償還期間。今までは卒業後の 10 年以内になっていました。改正後について原則は 10 年ですけれども、特別な事情がある場合は 15 年以内に延長が可能と。例えば最大額の 360 万円を借りたとして、月は 2 万円ずつでやるとだいたい 15 年程度となりますので、15 年以内までという規定を設けております。償還猶予と免除につきましては、本人が災害や病気等の場合にはその期間中は猶予をします。または死亡や心身障害の場合は免除が出来る規定で、これはあくまでも出来る規定として設けます。それから他の奨学資金との関連ということで、町の奨学

金のほかに、小笠原実奨学金・花田俊勝奨学金の貸付を受ける場合においても、貸付限度額と一時金を適応するとうたっております。次にその主な内容につきまして、(1)貸付限度額については、返す額は月々2万円程度としまして、大学で250万円、先程も言いました通りに高校や大学等、複数で借りる場合は最大の360万円となります。(2)一時金の貸付けは、入学金やその他に必要な部分につきましては、その校種に応じて限度額を設定してその金額を一時金として貸付できるという内容になっております。それと3ページにいきまして、(3)奨学金の貸付例ということで、例えば、一時金をそれぞれの学校毎に借りた場合の月々どれくらいになって、最後には大学であれば244万円、3年制の短大・専門学校については178万円、2年制の短大・専門学校ならば142万円、高専なら150万円、高校では102万円と計算をされておりまして、それぞれが限度額以内になっております。これについては、当初の教育委員会の原案の部分もありましたが、なんとか条例を改正いたしました。この条例に基づきまして、施行規則を議案の2ページから3ページに記載させていただきましたが、第1条から第6条までと。それぞれ今までの規則でうたわれていなかった部分もうたっておりますし、古い条例でうたわれていた部分を規則に回した部分もありまして、それを第1条から第6条までで整理しています。それと第6条ではこの規則の施行に伴い、必要な書類の様式その他については、教育長が別に定めるといことです。申請書の様式、その他は後ほど決めることとなります。それで附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するということで、今日で議決されて頂ければ今日付け公布します。これに基づきまして、今後はPR或いは予算の関係もあります。相談に応じて事務を進めていくので、よろ

しくお願いします。

以上簡単ですけれども説明を終わります。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。ご質問はありませんか。

○委員

償還についての据置期間はどのようになりますか。

○学校教育課長

資料1の条例の5ページの第6条を見て下さい。奨学生は、就学期間が終了した日の属する月の翌月から起算して1年経過後に、貸付を受けたものを返すとなります。

○委員

わかりました。それと保証人に関する部分はどうか。

○学校教育課長

条例の4ページの第2条ですね。奨学生についての(3)2人の連帯保証人が得られることと記載されております。

○委員

保証人の内1人については保護者の方がいいのではないのでしょうか。

○学校教育課長

私どもは申請を受ける段階で、1名は必ず保護者にして下さいとお願いはします。それで後はその他に、規則の第5条、連帯保証人の部分では、奨学生は連帯保証人が欠けた場合には、新たな連帯保証人をもって、第1条第1項第4号及び第5号の書類を教育委員会に提出しなければならないとうたっておりますので、常に連帯保証人は2人と設定いたしました。

○委員

なるほど。それともう1つあります。償還の免除、保証人が代わりに償還するという関係性はどのようになりますか。

○学校教育課長

規則の第4条の2項ですね。奨学生による奨

学金の償還が困難となった場合には、連帯保証人がこれを償還しなければならないとうたっております。条例の償還免除は、あくまでも「出来る」規定です。

○委員

必ずしもしなければならないではなく、それをやるかやらないかは奨学金を貸し付ける側の委員会の判断ですから。このような書き方でしか出来ないと思います。

○委員

わかりました。

○委員長

よろしいでしょうか。他に何かご質問等はありませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号 全国体力・運動能力調査の結果の掲載について

○委員長

日程第5、議案第2号 全国体力・運動能力調査の結果の掲載についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

それでは議案の4ページをお願いします。議案第2号 全国体力・運動能力調査の結果の掲載について。北海道教育委員会が市町村の結果

を北海道版結果報告書に掲載し公表することに伴い当町の結果について、掲載に同意することとしたいので意見を求めます。平成26年12月18日提出。福島町教育委員会。記、全国体力・運動能力調査の結果、別冊ということで、別冊の資料2をお願いします。まずは1ページ目をご覧ください。これが12月1日付けで道教委の方から掲載についての照会文書です。それで波線で示している所を見て下さい。市町村教育委員会の同意を前提として、2月を目途に公表を予定している平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の北海道版結果報告書に、別添2により作成した市町村の結果を掲載し公表するとしたと。これに同意するかしないかを道教委からの照会がありました。次に2ページと3ページを開いて頂いて、掲載するイメージ的にはこのようなグラフですね。あるいは右側に記載されております調査結果のデータ、体力の合計点だとかその辺は市町村の判断でデータを載せる、載せないかを決めます。或いは分析結果その他を載せますということでこの部分については、小学校と中学校の部分で2ページにわたって掲載する内容となっております。その中で次にもう1つのカラー版で印刷をしました小学校5年生と中学校2年生の資料がありますが、これが福島町のデータでございます。まずは小学校の5年生のデータをご覧ください。全国を50とした場合、それぞれの身長と体重から合計点までですね。それを全国と北海道、福島町を比べていき、グラフに表していきますと、右側に有ります黄緑が福島町です。例えば小学校5年生の男子で有れば、体重と握力はかなり上回っています。ただ長座体前屈はやや下回っていますね。次の小学校5年生の女子につきましても、身長体重と握力はかなり上回っております。けれども、上体起こしと長座体前屈は劣っている結果が表れておりま

す。次のページを見て頂ければわかりますが、これが全部のデータですね。福島町の場合は、肥満傾向があるというふうにグラフに表れております。高度肥満、中度肥満、軽度肥満それぞれ全国と北海道、市町村で見比べてみると、かなりパーセンテージが高くなっている結果が表れております。これは小学校のデータになります。次に中学校2年生のデータであれば、小学校とは逆に全国、全道と比べますとかなり劣っている状態になります。例えば、上体起こし或いは長座体前屈の差がかなりあります。柔軟性が落ちていますが、逆に50メートル走や立ち幅跳びは上回っている状態であります。中学校の女子については50メートルと立ち幅跳びのほかに、体重と握力もかなり全国と全道を上回っている結果になります。ただやはり中学校においても肥満傾向がある状態です。もしこれに同意を頂ければ、どのデータを掲載していくか、その辺をきちんと学校側と協議をしながら進めていきたいと思っております。学力調査については同意をしないとしましたが、体力調査につきましては別段正答率、点数云々関係はしませんので、公表してもよろしいのではないかなと思っておりますので、今回提案いたしました。

私の説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問はございませんか。私の方からいいでしょうか。これは全部を出すのではなくて、この中から抜粋したものを載せる感じですか。

○学校教育課長

そうですね。特徴的なものを掲載するということです。

○委員長

長座体前屈が出来ないのは体が硬いという

ことですね。

○委員

これ今課長が説明したように、柔軟性だとか瞬発力とかあるでしょう。これを項目別にしてしまったら、かなりの点数になってしまうので、ある程度3つか4つ毎に分けたもので劣っているものを分析出来ればいいのではないのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

《休憩 16:44~16:51》

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。公表することには問題ないと思っております。他にご質問はございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質疑なしと認め、質疑を終ります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認めます。議案第2号は原案どおり決定いたしました。

閉会宣言

○委員長

以上で本委員会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって平成26年第12回福島町教育委員会会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。